

7 電算申告（電算処理による申告）

電算申告（電算処理による申告）をされる方については、毎年、**所有する全ての資産について、評価額等を計算し、種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載のうえ、償却資産申告書とあわせて提出していただく必要があります。**

- 申告書等は、資産の所在する区ごとに作成してください。
- 申告の際は必ず所有者コードを記載してください。
- 毎年、全資産について明細書の添付が必要です。

共通	<p>① 毎年度、全ての資産について評価計算を行い申告してください。</p> <p>② 用紙の大きさはA4横サイズで作成してください。</p> <p>③ その他必要な提出書類については、一般の申告と同様に提出してください。</p>
償却資産申告書	<p>地方税法施行規則第 26 号様式(全国统一様式)により、「取得価額」、「評価額」、「課税標準額」のすべてを記載(出力)してください。(注：必ず所有者コード(台帳番号)を記載(出力)してください。P11 参照)また、大阪市から申告に関するはがきや申告書をお送りしている場合は、はがき等を添付のうえ、ご提出ください。</p>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>① 種類別明細書は、全ての資産について必ず提出することとし、少なくとも地方税法施行規則第 26 号様式別表1の項目のすべて(「資産の種類」から「課税標準額」まで)を記載(出力)してください。(レイアウトの変更、出力項目の追加は可)なお、前年中に増減資産がある場合は、増減がわかる明細書の提出をお願いします。</p> <p>② 種類別明細書の作成要領</p> <p>種類別明細書については、次の内容にご注意のうえ作成してください。</p> <p>ア 毎年1月1日(賦課期日)現在で記載(出力)してください。</p> <p>イ 出力項目は地方税法施行規則第 26 号様式別表1の記載事項のすべてであり、資産の種類ごとに区分して集計し、非課税資産がある場合は課税資産と区分して集計してください。</p> <p>ウ 減価率については、国税と異なりますのでご注意ください。(P6・P14 参照)</p> <p>エ 特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして計上してください。(国税とは取扱いが異なります。)</p> <p>オ 増加償却等による控除額の加算または評価額の補正を行うものについては、別途計算書を添付してください。</p> <p>カ 簿外分の課税対象資産については、別途計算書を添付してください。</p> <p>キ 課税標準の特例が適用される償却資産については、「課税標準特例該当資産明細合計表」(P9参照)を添付してください。</p> <p>ク 改良費については、別途一資産として区分して計上してください。</p> <p>③ 評価方法については「IV 償却資産の評価と課税について」(P14)を参照してください。</p>

